平成２２年（フ）第４２号
愛知県蒲郡市三谷町東４丁目85番地　レオパレス筒井103
債務者　清水　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６号
滋賀県長浜市弥高町31番地　サニーヴィラ二番館Ａ―201号室
債務者　奥長　規子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
神奈川県大和市渋谷２丁目21番地１　パークサイドＡ101、破産申立時の住所茨城県土浦市中央２丁目２番10号
債務者　池田　奈美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８７号
茨城県土浦市乙戸南１丁目13番16号、旧住所茨城県土浦市小山田１丁目107番地
債務者　三浦　精幸
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８８号
茨城県土浦市乙戸南１丁目13番16号、旧住所茨城県土浦市小山田１丁目107番地
債務者　三浦みち子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９９号
茨城県小美玉市下玉里1906番地４
債務者　今泉　喜紀
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６号
茨城県つくば市小田2218番地１
債務者　大宮　孝男
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１号
茨城県つくば市上郷8104番地169
債務者　船木　　薫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
茨城県石岡市茨城１丁目17番21号
債務者　七谷　直子（旧姓石関）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８号
埼玉県飯能市大字岩沢236番地10、前住所山形県尾花沢市大字鶴巻田340番地
債務者　折原　隆幸
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６１号
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘１丁目46番地の８、前住所埼玉県所沢市東狭山ヶ丘３丁目719番地の１
債務者　長岡　秀和
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７０号
埼玉県川越市大字木野目301番地１　パティオ南古谷106号室
債務者　後藤　達也
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷243番地17
債務者　斉藤　　裕
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８５号
埼玉県狭山市大字加佐志167番地の11　トップヒルハイツ301
債務者　原口　和子（旧姓幅）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７号
埼玉県熊谷市久下２丁目101番地　フローラルビラ行田101
債務者　久保田英嗣
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５８号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1686番地27　ドミールＮ103、破産申立時の住所埼玉県比企郡嵐山町大字川島1686番地９　ランザンレジデンス304
債務者　東　　正美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部